

訪問介護ステーションみさと 運営規程

(指定訪問介護・総合事業)

(事業の目的)

第 1 条 医療法人瑞穂会が開設する訪問介護ステーションみさと（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業若しくは日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護者に対し適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の訪問介護員等は、ご利用者様の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 訪問介護ステーション みさと
- 二 所在地 高崎市箕郷町上芝 4 9 5 番地 1

(職員の職種)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1 名（「サービス提供責任者」を兼務）
管理者は、事業所の訪問介護員等の管理及び業務の管理を行う。

二 サービス提供責任者 1 名以上（「管理者」を兼務）
サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成、利用の申し込みに係る調整、訪問介

護員等に対する技術指導、サービス内容の管理を行うとともに、自らも指定訪問介護

のサービス提供に当たる。

三 訪問介護員等 常勤換算方法で 2.5 人以上
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日までとする。
(但し、国民の祝日並びに 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までを除く。)

二 営業時間 午前 9 時から午後 5 時 3 0 分までとする。
(但し、土曜日は午前 9 時から午後 1 2 時 4 5 分までとする。)

(指定訪問介護の内容)

第 6 条 指定訪問介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助
- 三 通院等のための乗車・降車の介助

(サービスの中止)

第 7 条 利用者は、事業所に対してサービス実施日の前営業日の午後 4 時までまでに通知することで、取消料を負担することなくサービスの利用を中止することができる。

2 利用者が、前項の通知を正当に行わずにサービスが中止された場合は、事業所は下記金額を取消料として請求することができる。

サービス 1 件につき 1 5 0 0 円

3 前項に関わらず、利用者の病状の急変等、社会通念上やむを得ない事由によりサービスを中止する場合は、この限りではない。

(利用料等)

第 8 条 指定訪問介護・訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問介護・訪問型サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の額（1～3割）とする。

2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、次の額とする。

通常のサービスの実施地域を越えた距離 1 k m あたり 2 2 円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、高崎市、榛東村、吉岡町及び安中市の地域とする。

(緊急時における対応方法)

第 1 0 条 訪問介護員等は、訪問介護実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたと

きは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、家族や管理者に報告しなければならない。

(その他運営に関する事項)

第 1 1 条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるほか、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 原則として、採用後 1 か月以内
- 二 継続研修 年 1 回

2 事業所や訪問介護員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 訪問介護員等は、サービス提供に当たり利用者の尊厳と人格を尊重し虐待に類する行為は行わない。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する事項は契約書、重要事項説明書、さらには医療法人瑞穂会と事業所管理者との協議に基づいて、定めるものとする。

附 則

- 第 1 条 この規程は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。
- 第 2 条 この固定は、平成 19 年 6 月 11 日から一部改定する。
- 第 3 条 この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から一部改定する。
- 第 4 条 この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から一部改定する。
- 第 5 条 この規程は、平成 22 年 9 月 25 日から一部改定する。
- 第 6 条 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から一部改定する。
- 第 7 条 この規程は、平成 25 年 9 月 1 日から一部改定する。
- 第 8 条 この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から一部改定する。
- 第 9 条 この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から一部改定する。
- 第 10 条 この規程は、令和元年 10 月 1 日から一部改定する。
- 第 11 条 この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から一部改定する。
- 第 12 条 この規定は、令和 4 年 10 月 1 日から一部改定する。